④　神戸高速道路事務所管内（中国自動車道東地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
⑤　福崎高速道路事務所管内（中国自動車道西地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
⑥　福知山高速道路事務所管内（舞鶴若狭自動車道南地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
⑦　京都高速道路事務所管内（京都縦貫自動車道）橋梁耐震補強設計業務（その１）

⑷　業務箇所

①　自）兵庫県姫路市相野
　　至）岡山県備前市八木山
　　自）兵庫県たつの市揖西町
　　至）兵庫県たつの市新宮町
②　自）兵庫県姫路市飾東町
　　至）兵庫県たつの市龍野町
③　自）兵庫県神戸市北区八多町中
　　至）兵庫県三木市志染町大谷
④　自）大阪府池田市神田
　　至）兵庫県西宮市名塩
⑤　自）兵庫県宍粟市山崎町須賀沢
　　至）兵庫県佐用郡佐用町横坂
⑥　自）兵庫県三田市テクノパーク
　　至）兵庫県丹波篠山市杉
⑦　自）京都府船井郡京丹波町須知
　　至）京都府京都市西京区大枝沓掛町
　　自）京都府京田辺市大住三本木
　　至）京都府相楽郡精華町大字山田小字中島
　　自）京都府京都市山科区小山鎮守町
　　至）京都府京都市伏見区竹田田中殿町

⑸　業務内容　本業務は、各高速道路事務所が管理する高速道路にある耐震補強事業対象橋梁において、総合技術監理業務及び橋梁耐震補強設計を行う業務である。

⑹　履行期間　本業務は、受注者の円滑な設計体制の確保を図るため、事前に体制確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から業務の始期日までの期間）を設定した業務であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が業務の始期日を任意に設定することができる業務である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に履行期間通知書により業務の始期日を通知すること。

余裕期間内は、統括管理技術者（管理技術者）、担当技術者及び照査技術者を設置することを要しない。また、現地調査を伴わない設計図書の照査等の準備を行うことができるが、現地調査、設計打合せ等、設計業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

履行期間　業務の始期日から365日間（ただし、令和３年８月１日（業務開始期限）までに業務を開始すること）

なお、低入札価格調査等により、上記の業務開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から365日間で業務を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する業務の始期日に関する協議は実施しない。

２　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出しなければならない。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
　ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
　ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
　ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
　ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　公募型プロポーザル方式に関する事項　公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。

４　手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　中川　聖子　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9241　ＦＡＸ06―6344―9913

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

①　期間　令和２年12月９日（水）から令和３年１月８日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和２年12月29日から令和３年１月３日）（以下、「休日」という。）を除く）。